[事案 2020-262] 新契約無効請求

- 令和 4 年 1 月 12 日 和解成立
- ※本事案の申立人は、[事案 2020-328] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年9月に契約した米ドル建変額終身保険および平成30年7月に契約した豪ドル建変額終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人から、設計書、パンフレット等の資料や申込書の控えが交付されていない。
- (2)終身保険であることや、15年満期であることの説明が一切なかった。
- (3)米ドル建保険は利率が良いと説明され、豪ドル建保険は米ドル建保険よりも利率が良いと説明されて契約したが、解約返戻金が大きく減ることの説明はなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、本契約の募集にあたり十分な説明を行っているため、申立人の請求に応じること はできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握する ため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、 和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。